

南中学校いじめ防止等のための対策に関する基本方針

1 目的

当校のいじめ防止基本方針（以下基本方針）は、法及び国や県、市のいじめ防止基本方針に基づき、実効性のあるいじめ防止への対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定する。

2 いじめ及びいじめ類似行為の定義

いじめ	いじめ類似行為
法第2条で	県条例第2条2項で、
児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、	
当該行為の対象となった児童等が <u>心身の苦痛を感じているもの</u> とされている。	当該児童等が当該行為を知ったときに <u>心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの</u> とされている。
具体例	
・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる ・仲間はずれ、集団から無視をされる ・ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ・金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ・パソコンやスマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等	・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合 等

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは許されない行為であり、防止に向けて学校、社会全体が使命感をもって取り組む必要がある。また、誰にでもどの学校にも起こり得るものととらえ、早期発見・即時対応に努める。

（1）いじめの未然防止

- 道徳教育、人権教育、同和教育の充実
- 特別活動、学級経営の充実
- 教科指導の充実
 - ・生徒に「分かる授業」を展開し、学ぶ楽しさ、分かる喜びを実感させ、自尊感情を育てる。
 - ・教育活動全体を通じ、「いじめは決して許されない」ことを生徒に理解させる。
 - ・「特別の教科道徳」で内容の充実を図り、生徒の情操や道徳心を育む。
 - ・「生きる」シリーズを活用した人権教育で、生徒の意識を高める。
 - ・学級活動や生徒会活動等の特別活動では、自他の存在を認め合い尊重し合える態度や、心の通う人間関係の構築能力の育成を図る。特に学校の重要課題である「人間関係づくりの能力」「コミュニケーション能力」「自己肯定感」「自己有用感」の育成に、全教職員で組織的に取り組む。
 - ・生徒が安心して学校に通い、学校生活や行事、諸活動等で満足感や達成感を味わうことができるような工夫をする。
 - ・いじめ見逃しゼロスクール集会を中核にする生徒会主体の活動で互いを尊重する心の育成を推進する。

(2) いじめの早期発見

○下記の内容を確実にを行い、いじめに関する情報を的確に把握する。

- ・定期的ないじめ調査アンケート（生活アンケート1ヶ月1回、職員で点検）
- ・教育相談の充実（定期…学期1回、状況に応じて随時）
- ・生活ノートの活用（毎日）
- ・生徒及び保護者からの情報の確実な受け止め（個別懇談、状況に応じて随時）
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・教職員の情報共有（生徒指導日報の活用、企画委員会・職員会議内の情報交換、状況に応じて随時）
- ・生徒の日常生活の見取り（学級担任、教科担任、部活動顧問など）

(3) いじめへの対処

○いじめの疑いとなる状況の発見、又は通報を受けた場合

※いじめを受けた生徒及び疑いを知らせてきた生徒を徹底して守る

①校内いじめ対策委員会①で組織対応

②事実関係を迅速・的確に把握

③市教育委員会に報告・相談、関係機関・専門機関と連携②

④対応検討及び指導③

⑤当該生徒の様子、状況を注視し、再発防止の見守りや指導の継続

⑥解消の判断、再発防止のための観察の継続④

①校内いじめ対策委員会（生徒指導部会）の委員構成

校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・当該生徒の担任

必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、弁護士、医師、教員 OB、警察官経験者等の外部専門機関の参加・協力を得て、より実行的にいじめ問題の解決を図るものとする。

※生徒指導部会は定期的に開催。いじめの疑いを発見、又は通報を受けた場合は臨時に開催。

②いじめの認知を市教育委員会に報告するとともに、指導の方向性、保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用等について相談する等緊密に連携する。当該事案が犯罪の疑いがある場合は、警察へ速やかに相談し、犯罪行為については速やかに警察に通報する。

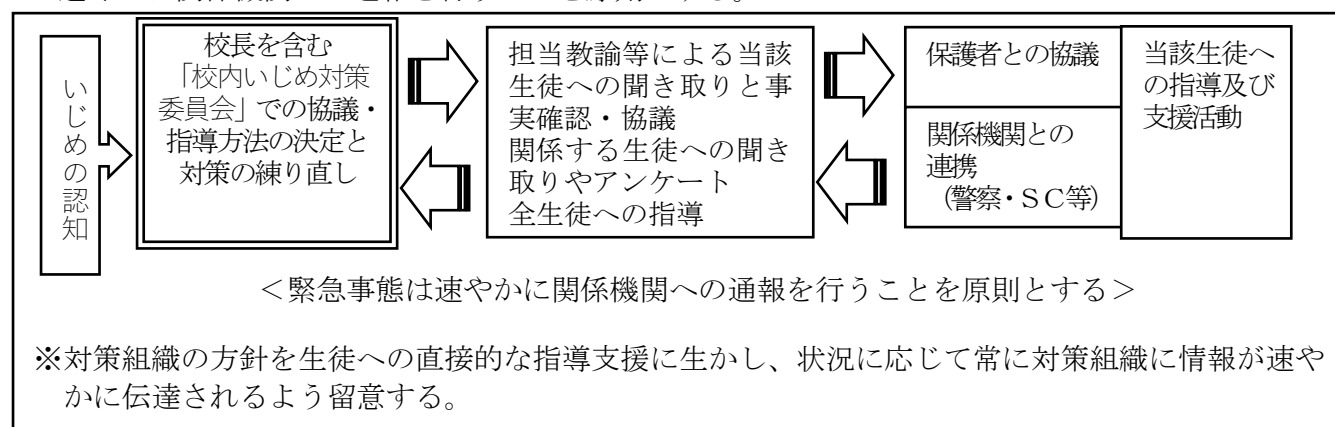
③いじめを行った生徒に対しては毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、当該生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。

④いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係る行為が止んでいること『少なくとも3か月を目安とする』
- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(4) いじめ認知後の措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた生徒等を守り通すとともに、いじめた生徒等に対してはその人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応については可及的速やかに、教職員全員の共通理解を基に、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで誠実かつ丁寧に取り組む。緊急事態は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。



(5) いじめの認知と対応における留意事項

①聴き取り調査

いじめの加害・被害的立場を問わず、生徒への聴き取り等を行う際は、行為が発生した時点の本人や周囲の状況を客観的に確認するとともに、被害的立場にある生徒への傾聴を徹底し、寄り添いながら調査を行う。さらに、それぞれの立場にある生徒及びその保護者の意向を十分に配慮しながら対応にあたる。

②生徒の被害性

外見的には遊びやふざけ合いのように見える行為でも、見えない所で被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあることなどを踏まえ、状況の確認を行い、生徒の感じる被害性に着目し、公正に見極める。また、ネット上の誹謗中傷等、被害的立場にある生徒本人が行為に気付かず、心身の苦痛を感じるに至っていない場合でも、加害行為を行った生徒には指導を適切に行う。さらに、いじめの被害は時間とともにその重さや質が変容することから、継続的に被害的立場の生徒への教育相談を中心にその被害性を確認する。

③指導のあり方

いじめ行為の全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。好意で行った行為が意図せず相手方の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合などについては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応を行う。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、学校校内いじめ対策委員会へ報告し、情報を共有する。また、被害的立場にある生徒が加害側への指導を望まない場合などは、生徒及びその保護者との相談を繰り返しながら加害側への指導の必要性を説き、周囲が被害側を確実に守る体制を整えることを徹底して、指導に当たる。

（６）家庭や地域との連携

○社会全体で生徒を見守るため、学校と PTA・地域の関係団体等は、いじめの問題について協議する機会を設けるとともに、組織的に協働する体制を構築するなど、連携を図る。

①中学校区いじめ不登校対策委員会(南中学校区子どもを語る会)※年 1 回開催。必要に応じて臨時で開催。

中学校…校長・教頭・生徒指導主事・PTA 副会長

小学校…校長・教頭・生活指導主任・保護者代表

保育園…園長

地 域…主任児童委員・人権擁護委員・駐在所員・各地区連絡協議会長

専門家…スクールカウンセラー・市教育相談員

※南中学校区の児童生徒の地域、学校での様子等の情報共有を行い、健全育成につなげる。

②小千谷・川口地区学校警察等連絡協議会の参加（校長・生徒指導主事が参加）

学校、警察等の関係機関から生徒指導の取り組みや情報共有を行う。

③保護者の責務

家庭においては、法第 9 条及び県条例第 8・9 条では『保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。』と示されている。保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるように学校と連携していく。

（７）関係機関との連携

○いじめる生徒に対して必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などにおいて、警察、医療機関、児童相談所等の関係機関と連携して対処する。

4 重大事態への対処

（１）重大事態の意味

①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な障害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより相当の期間⑤学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

⑤相当な期間とは、不登校の定義を踏まえて年間 30 日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況を十分考慮する。

③その他、市教育委員会が認めるとき

（２）重大事態発生時の報告

○学校は、重大事態に係る情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに市教育委員会に報告する。

（３）重大事態発生後の調査及び調査組織

①調査は、当該重大事態への対処、及び同種の事態の発生防止を図るために行う。

②客観的な事実関係を明らかにすることを目的に、いじめの行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかを、多方面から情報収集し明確にする。

③調査は、小千谷市いじめ対策専門委員会において行う。

（４）調査を行う上での留意点

①因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

②在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた生徒や情

報を提供した生徒を守ることを最優先に行う。

- ③質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を取る。

(5) 調査結果の提供

①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

- ・市教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過を報告する。
- ・情報提供には、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

5 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修の実施

職員研修を定期的に実施する。運営は校内委員会とし、内容はいじめ未然防止やいじめ事案の対応、教育相談の仕方等とする。 ※必要に応じてケース会議を開催する。

(2) 人権教育、同和教育の校内研修の実施

(3) いじめ防止等のため、学校運営サポート委員会（年3回）、PTA、後援会、自治会、育成会と連携して、いじめ防止等のための取組を強化する。

(4) 常に警察等の関係機関と連携し、いじめ防止等に係る取組を強化する。

(5) いじめ見逃しゼロスクール集会（小中合同いじめ見逃しゼロスクール集会）

いじめ根絶県民会議の趣旨に則った生徒会行事等の充実を図る。

(6) 保護者及び地域への啓発活動

- ・いじめ防止基本方針を生徒及び保護者（PTA 総会など）へ丁寧に説明する。HP にも掲載する。
- ・いじめ防止のための活動を学校だよりに掲載し、地域に配布する。

(7) インターネット等によるいじめ防止に向けた取り組みの推進

- ・生徒が、インターネット等を適切に活用する能力を習得することができるよう、情報モラル教育及び普及啓発に関する施策の推進に努める。
- ・インターネットや携帯電話によるトラブル防止のため、研修会等を通じて、その防止のための啓発活動を支援する。
- ・家庭と密接に連携して生徒が正しくインターネット等を利用し、いじめ防止を家庭・地域とともに推進していく。また、南小中こどものよりよいインターネット利用環境づくり共同宣言(PTA 作成)、インターネット・SNS 利用講演会、セルフコントロール週間等の活用を行う。

(6) いじめ防止基本方針は随時見直し、改善する

平成26年3月31日 第1案作成
令和4年3月10日 第1案改訂
令和5年3月28日 第2案改訂